

東通村コミュニティ助成事業助成金交付要綱

令和6年8月7日
告示第5号

(目的)

第1条 この要綱は、東通村内のコミュニティ組織が実施するコミュニティ事業に対して、コミュニティの健全な発展を図るため、予算の範囲内において助成する助成金に関する必要事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が定めるコミュニティ助成実施要綱（以下「実施要綱」という。）で助成の対象として決定したコミュニティ組織とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象者は、次の各号に定める事業とする。

- (ア) 一般コミュニティ助成事業
- (イ) コミュニティセンター助成事業
- (ウ) 地域防災組織育成助成事業
- (エ) 青少年健全育成助成事業
- (オ) 共生の地域づくり助成事業
- (カ) 地域の芸術環境づくり助成事業
- (キ) 地域国際化推進助成事業
- (ク) 活力ある地域づくり助成事業

(助成金の額)

第4条 助成金の額はセンターにおいて決定された金額とする。

(申請方法)

第5条 助成金を申請しようとする者は、コミュニティ助成事業申請書（様式第1号）に必要書類を添付して提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び通知)

第6条 前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、コミュニティ助成事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請団体等にその旨を通知するものとする。

(助成対象内容の変更)

第7条 交付決定を受けたものは、当該助成事業において事業内容を及び事業

費に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付して変更承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（実績の報告）

第8条 助成金の対象となる事業等が完了した場合、速やかに実績報告書（様式第4号）に必要書類を添付して報告しなければならない。

2 前項の規定による実績報告により、その内容を審査し、補助金の額を確定し、コミュニティ助成事業助成金確定通知書（様式第5号）を通知するものとする。

（助成金の請求及び支払）

第9条 前条2項の規定に基づく確定通知により、速やかに助成金額請求書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 前項の規定により、請求書を受領後、30日以内に助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第10条 助成金の交付を受けたものが、目的外の使用及び変更の承認なしに事業内容を変更した場合は助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。